

第549回: 緊急条例と貴金属相場

香港政府キャリー・ラム(林鄭月娥)行政長官は10月4日、記者会見を行い、行政長官に立法会の承認がなくても、様々な権限を付与する「緊急状況規則条例」を発動すると発表し、これに基づき、デモ隊が公共の場での集会で、マスク着用を禁止する「覆面禁止規則」が翌5日から施行されることになった。

この緊急条例は、英国植民地時代の1922年1月に勃発し、約2カ月も続いた中国初の本格的労働争議「香港海員ストライキ」を鎮圧するために、イギリス香港政庁が制定したのがルーツである。

当時の香港政庁は戒厳令を敷き、組合解散を命じるなど強硬策で臨んだが、賃上げ等を求める労働者の団結は固く、2万人規模のストライキに突入し、香港の港湾はマヒ状態に陥ったという苦い経験がある。

緊急条例が適用された直近の事例は、本土の「文化大革命」の影響を受けた労働争議が暴動に発展した1967年に遡る。当時の中国と云えば、前年に毛沢東主席が発動した文革により劉少奇・鄧小平・彭真などの党指導部が続々と失脚するなど、中国が最も左傾化していた時代のことである。

一方海外ではベトナム戦争が「北爆」という新たな展開を迎え、過激化した中国の反米・反英感情は、高まりつつあった。

情けないことに、当時世界の植民地人口約4千万人の内、約1割を香港(370万人)とマカオ(30万人)が占めており、反植民地民族解放闘争のリーダーであるはずの中国にとって、英国人が支配し、米海軍兵が(休暇上陸で)自由に闊歩する香港は、大国のプライドを傷つける実に厄介な存在であった。

そのような状況下、67年5月、本土系中国人の反英感情が爆発、反英武装闘争が始まった。

数千人規模の暴徒たちは「毛沢東語録」を掲げ、「東方紅」を歌いながら総督官邸を包囲し、市電、バス、フェリーなどの交通機関が反英ゼネストでストップし、暴徒化したデモ隊により、消防局の英国国旗が燃やされたり、ホテルの窓ガラスが投石で破損されたりするなどの騒ぎとなった。

これを取り締まる香港警察には中国人警官が約1万3千人、英国人警官は僅か300名しかいなかったが、英国人の危機管理は実に見事であった。

香港政庁は動揺の激しい中国人警官に対し、直ちに危険手当支給(月額100香港ドル)を決めると同時に、彼らの家族を警察施設内に保護して安心させた上で、グルカ兵旅団7000名を加えた2万人の戦力で、一気に攻勢に転じ、デモ隊を鎮圧した。

5月22日の衝突を、北京系の香港メディアは、200名以上が死傷したとして、「5・22大虐殺」などと報じ、人民解放軍は、広州軍区の第42集団軍を深圳国境に集結させ、進軍の構えを見せたが、英国側は一步も引かなかった。

ヘリコプター搭載の強襲揚陸艦「ブルワーク」、正規空母「ハーミス」、駆逐艦数隻等を、ビクトリア湾内に遊ばせて断固たる姿勢を示した。砲艦外交(Gunboat Diplomacy)と云うやつだ。米軍もこれに呼応、空母「コンステレーション」や、ミサイル巡洋艦を入港させて、英軍支援を旗幟鮮明にしたことから、さしも過激な中国も、為す術を知らず、反英闘争は沈静化に向かうことになった。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

さて今回の緊急条例に戻るが、もともと、この法律は中華人民共和国が成立する前に制定されたものであり、武装闘争が香港で発生した際、最後の防衛手段として香港総督に賦与された権限であった。

「万が一香港に中国軍が武力侵攻を仕掛けてきたら、公共に危害が及ぶ可能性を少しでも排除するため、香港総督は戒厳令を敷く権利を有する」という当然の自衛手段を、明文化しただけのものである。

緊急事態においては通信ネットワークの検閲や遮断、捜査令状なしの家宅捜査等、政府権限を引き上げることが許さざるを得ない。でもこれはあくまで国家存亡の秋においてのみ認められる緊急避難だ。

その意味で、今回のキャリー・ラム長官の決断は最低最悪と云わざるを得ない。鄧小平が確約し、条約に明記した、香港の高度の自治権を反故にしたら、香港人の猛反発を受けるのは目に見えている。

そんな大チョンボを挽回しようと、ラム長官は「植民地時代に、英国人が中国人を撃退するために作った緊急法」に縋り付こうとしているが、その無節操ぶりを恬として恥じないとは、どんな神経なのだろう。こんな政治家に「白紙小切手」を渡したら、どんな事態が起こるか、分かったものではない。

香港政府が最悪の方針転換を行ったことにより、香港で天安門事件の悪夢が 30 年ぶりに甦る可能性が現実味を帯びてきた。その可能性は極めて低く、また投資家にとっては考えたくもないイヤなことであるが、でもこのリスクから目を逸らせてはならない。

香港で思わぬ大暴動が勃発し、これが思わぬ規模で武力弾圧された際に惹起する可能性のあるリスクを、いま一度確認しておいた方がよいだろう。

香港有事によって、市場で流通している有価証券が直ちにデフォルトするものではないが、取引時間や手続きに障害が生じたり、一時的に大きな価格変動が生じたりする可能性は起り得る。

香港危機を煽り立てるつもりはないし、聡明な中国人は最終的には危機を軟着陸させる可能性が高いと個人的には思料するが、「悲観的に準備して、楽観的に対処せよ」が危機管理の要諦である。

因みに 67 年の香港暴動の直後には、建物や高級自動車、紫檀黒檀の中国家具等、持って逃げられないものの価値が暴落し、金・プラチナなどの貴金属、ダイヤモンド・翡翠などの宝石類、高級腕時計等の値段がみるみる高騰したという。香港危機において、最も多数の情報を保有しているのは香港人であり、彼らの危機感を探る重要指標として、貴金属相場の趨勢は毎日チェックするべきであろう。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2019 年(令和元年)10 月 7 日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱 UFJ 信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007 年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 121 号
日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額 (現地における約定代金) に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して 最大 0.8800% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.75% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価格が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。